

新生児聴力検査費助成事業のお知らせ



養父市では、生後 1 か月以内に受けられた新生児聴力検査に要した費用を全額助成します。検査の目的や方法などを理解していただき、検査を受けられるようお勧めします。

新生児聴力検査とは

生まれつき聞こえ(聴覚)に問題をもつ赤ちゃんは、600~1,000 人に 1 人といわれています。早く発見し、適切な治療・援助をしてあげることが、ことばの発達の上でも大切です。

- ・検査方法：授乳後の眠っている間に行い、約 10 分で検査は終了します。
- ・生まれつきの聴覚障害について調べます。
- ・赤ちゃんの耳に胎脂や羊水が残っている場合は、聴力が正常であるのに検査で反応が得られないことがあります。反応が認められなかった場合は、再検査を行います。再検査の場合、検査料金は健康保険適応となります。

- 助成対象者：養父市の住民で、生後 1 か月以内に新生児聴力検査を受けた児
※早産等で生後 1 か月以内に検査が受けられなかった場合は、主治医が適切と認めた時期に受けた検査が助成対象となります。
- 助成額：検査に要した費用（全額）
- 助成方法：入院中に医療機関でうけることができます。
退院時に窓口で費用を支払い、検査から 1 年以内に子育て応援課で手続きをお願いします。
手続き後、費用を口座に振り込みます。

◇手続きに必要なもの◇

- ・養父市新生児聴力検査費助成金申請書及び助成金請求書
(子育て応援課窓口またはホームページ)
- ・母子健康手帳
- ・退院時に支払った領収書と明細書(新生児聴力検査の費用がわかるもの)
- ・振込先口座がわかるもの(申請者名義の口座番号)



問い合わせ先 / 養父市広谷 250-1(養父地域局 2F)
養父市こども・夢・えがお部子育て応援課
TEL 079-664-0315